

公衆衛生功労者推薦基準

平成15年2月1日制定

この基準は、公衆衛生功労者（団体）表彰要領（以下「要領」という。）第2条の規程に基づき個人の公衆衛生功労者（以下「功労者」という。）を推薦する場合における対象を定めるものとする。

第1 要領第2条第1号に定める業績は、公衆衛生領域における次に掲げる分野とする。

- (1) 環境 (2) 公害 (3) 食品 (4) 保健 (5) 医療 (6) 福祉
- (7) 看護 (8) 栄養 (9) 教育 (10) 衛生試験研究 (11) その他の公衆衛生活動

2 要領第2条第2号に定める個人の資格は、宮城県において公衆衛生活動に従事し、又は従事した者で推薦日（11月1日）（第2において同じ。）宮城県に在住している者とする。

第2 第1の規程にかかわらず、次の各号に掲げる者は、原則として功労者推薦候補の対象としない。

- (1) 叙勲を受賞している者
- (2) 褒章を受賞している者
- (3) 推薦日現在定年に達しない者
- (4) 推薦日現在財団法人宮城県公衆衛生協会の役員である者

附則

この基準は、平成15年度の推薦から適用する。